

資料1 特別障害者手当の認定基準の一部 (しんぶん赤旗日曜版 2021.2. 28 付から)

Aさんが該当した障害認定基準(①②の両方を満たす)

①政令の規定 (いずれか一つ)

- 両上肢の機能に著しい障害を有する
- 両下肢の機能に著しい障害を有する
- 体幹の機能に座っていることができない程度
または立ち上がることができない程度の障害を有する

②日常生活動作評価表 (計10点以上)
各動作の評価

タオルを絞る (水を切れる程度)	
座る(正座、横すわり、あぐら、 脚なげだしの姿勢を持続する)	1人でできる……………0点
立ち上がる	1人でできても うまくできない……………1点
片足で立つ	1人では全くできない…2点
階段の昇降	
とじひもを結ぶ	5秒以内にできる…0点 10秒以内にできる…1点 10秒ではできない…2点
かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる…0点 1分以内にできる…1点
ワイシャツのボタンをとめる	1分ではできない…2点

Aさん (90歳女性) の状況

- ・一昨年まで歩行も会話もできた
- ・昨年1月、一人で入浴中に熱湯で大やけど
- ・3カ月の入院後、寝たきりになり、会話もおぼつかなくなった
- ・週4回の訪問介護、週1回の訪問入浴、月2回の訪問診療
- ・障害者手帳なし

資料2 食料自給率の推移 (農林水産省資料に2025年目標を追記)

